

西東京市子ども家庭総合支援拠点の設置（令和 4 年 4 月）について

1 設置の根拠

児童福祉法第 10 条の 2（平成 28 年改正）において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援事業を適切に行わなければならないことが明確化され、子ども家庭支援全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等により継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。さらに、平成 30 年 12 月に閣議決定した児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、令和 4 年度までに全市区町村に設置することが示された。

2 整備内容

- (1) 国の配置基準に沿い、相談員を 1 名増員
- (2) 虐待対策コーディネーターの 1 名増員
- (3) 新たなセーフティネットの構築
 - ア 子ども食堂推進事業の新設
 - イ 育児支援訪問事業の拡充
- (4) 教育委員会とのシステム連携により、ヤングケアラーを含む、要保護・要支援児童の情報共有
- (5) 執務室の移転により業務の効率化を図る。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

